花園小学校水泳授業指導補助業務委託

業務委託仕様書

１．事業名

花園小学校水泳授業指導補助業務委託

２．業務の目的

本事業は、半田市（以下「発注者」という。）が設置している公立小学校のうち、下記の実施対象学校（以下「当該学校」という。）の体育科における水泳指導について、本委託契約を締結した者（以下「受注者」という。）に業務委託を行うことで、プール施設及び指導業務の補助を確保し、円滑な水泳指導に資することを目的とする。

３．実施対象学校

（１）学校名及び所在地

学　校　名	所　在　地
花園小学校	半田市花園町三丁目５番地の１

（２）学級数及び児童数

学　校　名	令和９年度 見込み	令和１０年度 見込み	令和１１年度 見込み
花園小学校	２８学級 児童数６３０人	２５学級 児童数６１２人	２７学級 児童数５８５人

※　学級数は特別支援学級を含む。ただし、転出入等により変動する場合がある。

４．事業の実施場所

受注者が所有し、又は使用する権原を有する屋内温水プール施設

５．実施日

令和８年１２月２６日から令和１１年１２月２８日まで（令和８年１２月２６日から令和９年４月３０日までを準備期間とする。）のうち、当該学校と受注者が協議し授業を行う日を定めること。上記期間のうち、土曜日、日曜日、祝日及び当該学校の夏季休業時は除くこととする。ただし、発注者及び当該学校に事前に許可を受けた場合はこの限りではない。

また、事前に予定していた実施日に当該学校の都合等により水泳授業が行われな

かった場合には、指導回数に含めないものとし、再度、当該学校と受注者で協議のうえ授業を行う日を定めること。

６．指導時間及び回数

当該学校の授業の時間割に合わせて、各学年（特別支援学級を含む。）２時限分の授業を５回行うこと。なお、特別支援学級は全児童が同時に授業を行うことを基本とする。ただし、発注者及び当該学校に事前に許可を受けた場合はこの限りではない。

事前準備・後片付けは基本的に受注者が行い、水泳授業の指導時間を最大限確保できるよう努めること。

７．指導内容

体育科における水遊び（１・２年生）、水泳運動（３・４年生、５・６年生）の授業を行うこと。

指導内容は、「小学校学習指導要領」、「小学校学習指導要領解説体育編（平成２９年７月文部科学省発行）」及び「学校体育実技指導資料第４集　水泳指導の手引き（三訂版）（平成２６年３月文部科学省発行）」の内容を基本とし、当該学校の年間指導計画の学習内容を基に、当該学校と受注者で打合せのうえ決定する。

８．指導方法

児童を泳力別に複数のグループとした指導を基本とする。各グループには受注者において指導員を配置し、教員とともに水泳指導にあたること。

受注者は、１授業あたり指導員３名、監視員１名以上を配置すること。

監視員は教員及び指導員と密にコミュニケーションを取りながら、児童の安全を最大限確保すること。

９．施設

（１）水泳指導の時間は、当該学校が占有して使用できるようコースの確保をすること。
（２）プールの水深は、学年や泳力の状況によって変更可能な措置ができるようにすること。
（３）効果的な指導を行えるよう、必要に応じてコースロープ等により、区切りを設けること。
（４）体調不良や怪我等の児童を休ませることができる場所を確保すること。
（５）緊急時にＡＥＤが使えるよう準備しておくこと。
（６）更衣室は、男女別に着替えのために必要なスペースを十分に確保すること。

教員の更衣室については児童とは別の場所に確保すること。

（7）使用するプールは、学校環境衛生基準に基づく水質検査等を実施し、使用期間中に実施した検査結果を発注者に提出すること。

１０．備品

指導に必要となる備品（ビート板、フィン等）については、受注者が適宜用意をすること。また、緊急時に使用できるよう、すぐ使える場所（プールサイド等）に浮輪等の救命具を用意すること。

１１．資料の提供

本業務による授業効果等を検証するために、委託期間中に発注者が資料（児童の泳力記録等）の作成や提供を受注者に要求したときは、可能な限り対応すること。

１２．委託料の支払い

委託料は、受注者から適法な請求書を受理した日から３０日以内に支払う。

１３．守秘義務

本委託で知り得た児童や教員等の個人情報、学級情報、学年情報等及び委託時に記録した文書、写真、音声、動画等の記録については、本委託の業務目的以外では使用せず、第三者に対して無断で開示しないこと。ただし、発注者及び当該学校に事前に許可を受けた場合はこの限りではない。

１４．責任の所在

水泳指導にあたっては、安全を第一に心がけ、事故防止に努めること。事故が起こった場合は、当該学校と協力して事態の収拾を図ること。なお、以下の場合には、受注者が責任を負うこと。

① 水泳指導中に指導員の故意や過失によって児童又は教員に事故があった場合。

② 施設の瑕疵を起因として児童又は教員に事故があった場合。

③ 業務を行うにあたり第三者に損害を及ぼした場合。

１５．その他

（1）指導方針

学校教育活動の一環であることを十分に理解し、教育的な立場で指導にあたること。

（2）営業活動等の禁止

受注者の利益の如何に関わらず、学校教育を逸脱した指導、各種営業活動、宣伝活動、頒布活動等は行わないこと。ただし、発注者及び当該学校に事前

に許可を受けた場合はこの限りではない。

（３）水泳指導の流れ

①　指導内容等の打合せ

当該学校と受注者は、当該学校から事業の実施場所までの移動や水泳指導の内容に関して事前に必要な回数の打合せを行うこととする。打合せの場所については、当該学校と受注者が協議し決定する。

②　実技研修

当該学校の教員と受注者で協議のうえ、事業の実施場所において、水泳指導の内容が安全かつ効率的に行われるよう適宜実技研修を実施すること。

③　実施

本委託で水泳指導を行うにあたっては、当該学校と受注者が適宜打合せを行い、安全で効果的な指導を行うこと。

④　報告

受注者は、１回の授業実施ごとにプール管理日誌を記載し、指導に当たった教員・指導員、指導内容、児童の健康の状況等を記録すること。

受注者は、各年度終了後に速やかに事業完了報告書を作成し、提出すること。（様式については受注者の任意とする。）

（４）視察者等の見学

視察者から見学の要望があった際は、その身分や目的等を考慮したうえで、適切であると認められるときは可能な限り対応すること。また、その際は、写真撮影等は禁止させること。ただし、発注者及び当該学校に事前に許可を受けた場合はこの限りではない。見学の可否の判断が困難な場合は発注者に協議すること。

（５）駐車場の確保

水泳指導の時間帯は当該学校専用の送迎車両駐車場を必要な台数確保すること。

（６）緊急時の対応

万が一の事故発生時に、円滑・迅速に児童の救助・救命を行える体制を整えること。また、緊急時の対応マニュアルを作成し、発注者及び当該学校に提示すること。

（７）中止等の判断及び連絡

学級閉鎖及び気象警報等による中止等の判断は、前日の正午時点とし、当該学校から受注者に連絡するものとする。

（８）緊急時の代替施設の確保

受注者の施設が濾過器の故障等により、長期間にわたり水泳授業を行うこと

が困難と判断された場合には、受注者において、代替施設を確保すること。

（９）その他

本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、受注者及び発注者の協議により定めるものとする。